

第67回京都大学11月祭における学外者援助について

1. 第67回京都大学11月祭における学外者援助について

第67回京都大学11月祭において、学外者の介入防止および自主的・主体的な11月祭の開催を目的とした規制を設けることを提案する。

(1) 意義

11月祭は学生ら当事者の自主的・主体的活動およびそれにより創造される価値が尊重されるものであるから、その企画内容、企画形態は自由であり、尊重されるべきものである。しかしながら、11月祭が外部組織により干渉を受け、又は外部組織が不当な利益を得る場になってはならない。かかる学外者の介入は絶対に阻止しなければならない。

学外者からの援助は11月祭の各企画をより充実ならしめるものでもあり、本来自由である。しかし、これが学外者の介入につながることはあってはならない。その調整を図るのが本規制の目的である。

(2) 定義

- ① 「学外者」とは、京大生以外の個人、主体が京大生以外である団体及び法人を指す。
- ② 「学外者の介入」とは、学外者が自主的・主体的な11月祭の開催を妨げること、または不当利益を得ることを指す。
- ③ 「学外者からの援助」とは、京大生及び京大生を主体とする団体が、11月祭での企画において学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けることを指す。

(3) 規制内容

- ① 学外者の介入を禁止する。
- ② 第67回京都大学11月祭で学外者からの援助を受けることを希望する企画または団体はあらかじめ全学実行委員会に申請し、判断を受けなければならない。
- ③ 全学実行委員会は当該企画または団体の申請する内容が学外者の介入に当たらない場合は、これを許可するものとする。学外者の介入に当たる可能性があるとは判断した場合は、企画出展者の自主的・主体的な活動を妨げないよう最大限に配慮しながら当該援助内容の変更等を打診するものとする。
- ④ 全学実行委員会の許可を受けていない学外者からの援助を受けることは禁止する。

- ⑤ 全学実行委員会は学外者の介入を招いた個人、企画または団体、及び故意または重過失により全学実行委員会への申請を行わずに学外者からの援助を受けた個人、企画または団体に対し、今年度または次年度以降の11月祭への参加禁止、保証金の没収、嚴重注意等、相応の措置を取る。
- ⑥ 全学実行委員会は学外者の介入の判断要素を示したガイドラインを毎年作成し、公開するものとする。また、過去の判断事例については、当時の規制内容とともに提示できるよう体制を整えるものとする。
- ⑦ 全学実行委員会は11月祭事務局にこれらの実務を委託する。ただし、当該個人または団体の追放等、11月祭へ一切の参加を認めないとする措置はこの限りでない。
- ⑧ 次年度以降の11月祭においても、学外者の介入を絶対的に阻止できる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、規制を緩和することを検討するものとする。

(4) ガイドライン

① 学外者の介入に当たる例

a) 学外者の主導で企画が出展されること

例：京大生1名を名義上責任者として登録し、実質的な企画出展者は学外者である場合、当該企画の出展は認められない。

b) 学外者の宣伝を目的として企画が出展されること

例：京大生の主導であったとしても、企画内容が学外者の販促活動で大半を占める場合、当該部分の企画内容は認められない。

c) 学外者による広告が過度に露出すること

例：学外者ののぼりや看板・ビラ等が大々的に露出する、またはそれら広報物の積極的な掲示・頒布を学外者から求められている場合、当該部分の企画内容は認められない。

② 学外者の介入の判断要素例

a) 企画の主体が企画出展者であるか、学外者であるか。

- i) 当該援助行為の発案が企画出展者によるものか、学外者によるものか。
- ii) 企画出展者でなく学外者によって企画が出展・実施されているのかどうか。
- iii) 企画の準備及び当日の実行に関与する京大生の数と京大生以外の数の割合。

b) 当該援助行為によって自他の企画の自主的・主体的な活動が妨げられるかどうか。

- i) 企画内容に対して学外者からの具体的な指示があるかどうかや、暗黙の了解で学外者の意向を反映しているかどうか。
- ii) 援助の見返りとして要求されているものの程度や、学外者による広告の露出が過度でないか。

c) 当該援助行為の目的が明確であり、企画実施に必要なものであるかどうか。

- i) 特に営利企業や行政機関等から物品や資金等の援助を受けている場合には、その援助が企画実施にとって必要不可欠なものであるかどうか。

(5) 補足事項

① 今年度の規制について

今年度の11月祭においても、学外者の介入防止を目的とした規制を設けることを提案する。なお、これは昨年度の全学実行委員会において承認された、『学外者の介入防止について』規制
ア) 本文⑦「次年度以降の11月祭においては、学外者の介入を絶対的に阻止できる限りにおいて、参加団体及び個人の自主性・主体性を発揮できるよう、規制を緩和することを検討するものとする」および、イ) 趣旨説明「⑦は事前相談制(＝全学実行委員会 or 委託を受けた事務局の判断を受けなくとも企画出展者が学外者の援助を受けてよい体制)を念頭に置いている。」を受けてのものである。

この提案の理由は主に以下の通りである。

第一に、学外者の介入として捉えられかねない援助内容を含んだ企画が関知されないまま11月祭に出展されることによって、自他企画の自主的・主体的な活動が阻害されてしまう事態の発生を最大限阻止するためにこの規制が必要であると判断したため。

第二に、学外者からの援助が介入に該当していないかを判断する際に参考となる事例が十分に蓄積されていないこと。これにより企画出展者が主体的に判断すること、およびそのための明快な基準を一律で定めることが困難であると判断したため。

② 学外者の扱いについて

「学外者の介入」を判断するに際しては、平常京都大学で課外活動等を行っている者の排除を目的として濫用的に適用するようなことは行わない。